

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

社会福祉法人 高田会

1. 本指針の目的

社会福祉法人高田会の各種事業運営にあたり、日頃より感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内の蔓延を防止するための措置を講じ、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供が受けられるよう、この指針を定めます。

2. 当施設における感染症の予防及び蔓延防止に関する基本的考え方

当施設は、施設介護サービス（介護老人福祉施設・短期入所生活介護）及び居宅サービス（地域密着型サービス・通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業・訪問介護事業・基準該当訪問介護事業・居宅介護支援事業）を提供する高齢者介護施設です。感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場、出入りする場ですので、感染症が拡がりやすい状況にあります。又、感染自体を完全になくすことはできないことも踏まえた上で、感染の被害を最小限にすることが求められます。

感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速且つ適切な対応を図るものとします。

3. 対策を実施する主な感染症について

施設内での感染蔓延防止対策を実施する主な感染症は以下の通りです。

- ・インフルエンザウイルス
- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）
- ・角化型疥癬（ノルウェー疥癬）
- ・食中毒
- ・MRSA 感染症
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・その他感染症

4. 感染症対策委員会に関する事項について

当施設では、感染症の予防及び蔓延防止に努める観点から、「感染症対策委員会」

を設置します。

① 設置の目的

施設内での感染症を未然に防止するとともに、感染発生時の対策を検討します。また、近隣・地域に感染症の流行が認められる際には、情報の取得・整理を行い、全職員、利用者・利用者の家族等に対し、感染対策・蔓延防止の周知・徹底を図ることとします。

② 委員の構成

感染症対策委員会の構成委員は以下の者とします。

- ・施設長
- ・鳴澤の里看護主任
- ・管理栄養士
- ・ディサービス介護主任
- ・みのりの家管理者

但し、状況に応じて各事業所における担当者を構成委員に加えることができることとします。

③ 委員会の開催

感染症対策委員会は、1カ月に1回定期的に行います。但し、感染症発生時または緊急に対策を講じる必要が生じた際には、随時に行います。

④ 委員会の役割

感染症対策委員会は以下の事項を担うこととします。

- ・施設内感染対策の立案・実施
- ・指針・マニュアルの作成・改訂
- ・感染防止対策の周知・徹底
- ・入居者・利用者の感染症既往の把握
- ・職員・入居者・利用者の健康状態の把握
- ・感染症発生時の対応、関係機関等への報告
- ・感染対策に関する職員研修の実施

5. 感染症の予防及び蔓延防止のための職員研修に関する基本方針

研修の具体的な取り組み事項は以下の通りとします。尚、研修の実施にあっては、研修内容や資料、出席者を記録し保存します。

- ・感染対策の基礎的内容など、適切な知識の普及・啓発に関すること。
- ・衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行に関すること。
- ・早期発見・事実確認と報告・対応の手順に関すること。
- ・感染発生時の実践的演習（シュミレーション）に関すること。

上記内容を含めた職員研修を概ね6ヵ月に1回行うこととします。

職員の新規採用時に同等の研修を実施します。

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

【感染症対策マニュアル】

感染症の発生及び蔓延を防止するため、対応の詳細等が記載された高田会各種感染予防対策マニュアルを参照し、各種対応・対策を行います。

【事業継続計画】

感染症が施設内に蔓延した場合、または未知なる感染症が国内・地域に流行した場合にあっても、入居者・利用者が安全・安心してサービス提供が受けられるよう事業継続計画を整備し、状況に応じて定期的に見直しを行います。

7. 平常時の対応について

感染症予防・蔓延防止のため、以下について平常時より対応に努めます。

【職員の標準予防策】

- ・ 出退勤時の着替え、手洗い・うがい、手指消毒、検温
- ・ 勤務中のマスク着用
- ・ ケア毎の手洗い、手指消毒
- ・ 体調不良の早期報告・早期対応
- ・ 飲食時の黙食・離席
- ・ ワクチン接種
- ・ 感染防護具の着用（プラスチックグローブ、ビニールエプロン等）
- ・ 定期保菌検査 厨房職員：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O157、O26、O111）
- ・ 就業時間外も含めた日常生活における「三密」の回避

【入居者・利用者に対する対応】

- ・ 手洗い・うがい・口腔ケア・手指消毒
- ・ 検温、バイタルチェック

- ・発熱、風邪症状その他体調不良時の離席配膳及び居室配膳
- ・利用者のマスク着用
- ・利用者の体調不良時のサービス利用自粛要請または利用中止
- ・ワクチン接種
- ・活動フロア、居室、トイレ、共有スペース等の換気及び除菌・消毒
- ・送迎業務中の車内換気、公用車の除菌・消毒

【入居者・利用者の家族及び来訪者への対応】

- ・入館時の手指消毒・マスク着用・検温及び入館者の氏名、関係（所属）、連絡先、体調等の記録
- ・感染症の流行に即した入居者に対する通常面会の制限、面会時間・面会方法の制限
- ・利用者家族に対する感染予防・防止対策の啓発、協力要請

8. 感染症蔓延防止の徹底

職員または入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内蔓延・クラスター感染を防ぐため、以下の対策を行うこととします。詳細については、感染症対策マニュアルに沿って対応します。

- ・「職員就業規則」に沿った職員の出勤停止
- ・厚生労働省及び島根県健康福祉部により規定された日数・期間におけるサービス利用停止
- ・施設嘱託医・産業医による医療的措置
- ・必要と判断した場合、専門業者による消毒の実施（除菌・殺菌等）
- ・行政への報告、関係者・関係機関への連絡及び調整

9. 当該指針の説明及び閲覧

この指針について、当施設は各事業におけるサービス利用契約時に入居者・利用者及びその家族もしくは後見人に対して説明を行うこととします。また、当施設ホームページに掲載し、入居者・利用者等がいつでも閲覧できる状態とします。

10. 附則

この指針は、令和6年 2月 1日より施行する。